

泉大津市図書館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 泉大津市図書館（以下「図書館」という。）の整備に関し、泉大津市にふさわしい図書館の在り方について、その基本理念や方向性、具体的施策の展開について幅広い視点から意見を聴くため、泉大津市図書館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 図書館の在り方や目指すべき方向性に関すること。
- (2) 図書館のサービス内容、具体的施策に関すること。
- (3) 図書館の管理運営に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか図書館の整備に関すること。

(委員)

第3条 委員の定数は8名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、図書館整備検討調査業務が完了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを任命する。

- 2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、交付の日から施行する。

(要項の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日をもってその効力を失う。